

- 附 則** (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成九年四月一日から施行する。
- (行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 第四条** 平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合に対する第十一条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条第三号の規定の適用については、同号中「国家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合、国家公務員共済組合連合会」とする。
- 附 則** (平成一一年六月二三日政令第二〇四号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
- 附 則** (平成一一二年三月三一日政令第一七一号)
この政令は、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。
- 附 則** (平成一二年七月一四日政令第三八四号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則** (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成十四年三月一日から施行する。
- 附 則** (平成一五年三月二四日政令第六四号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。
- 附 則** (平成一五年七月二四日政令第三一九号)
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
- 附 則** (平成一五年三月二八日政令第九三号)
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一五年一二月三日政令第四八七号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一五年一二月一〇日政令第四九三号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成十六年一月五日から施行する。
- 附 則** (平成一五年一二月一七日政令第五二三号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)から施行する。
- 附 則** (平成一六年一月三〇日政令第一四号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年三月五日政令第三二号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年三月二六日政令第八三号) 抄
(施行期日)
- 第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄
この政令は、機構の成立の時から施行する。
- 附 則** (平成一六年一二月三日政令第三八三号) 抄
(施行期日)

(施行期日)
第一条 〔〕の政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則
(平成十八年三月三日政令第八号)

(施行期日) 平成八年八月三〇日政令第二八六号
抄 附則

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
附則（平成一八年九月二六日政令第三二八号）

（施行期日）第一条この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月一二日政令第三二五号）

（平成一九年七月一三日政令第二一〇号）抄
附則

第一条 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

附則（平成十九年八月八日政令第二五二号）
この政令は、廃止法の施行の日（平成十九年八月十日）から施行する。

附 則（平成二十年二月二十日政令第二八号）

(施行期日) 附則 (平成二〇年三月三一日政令第一一六号) 抄

第一条 附則（平成二十一年九月二二日政令第二八三号）この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(施行期日) 三月一日(金曜日)。

第一条 附則（平成二年三月一三日政令第五一号）

この政令は 平成二十一年四月一日から施行する
附 則 (平成二十一年二月二十四日政令第二九六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。
(施行期日)

附則（平成二年一二月二八日政令第三〇五号）
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一五日政令第四〇号）
二の政令は、育児木業、介護木業等育児又は家庭介

附 則（平成二年三月三一日政令第七〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則
(平成二十三年五月一七日政令第一五一号)
抄

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。

(行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第七条 存続共済会に対する行政手続法施行令第

を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

(施行期日)
第一条 二の政令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附則(平成二四年八月一〇日政令第二二二号)抄

1 この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二十六年三月二四日政令第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
 （行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 存続厚生年金基金に対する第二十六条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定の適用については、同条中「広域臨海環境整備センター」とあるのは、「広域臨海環境整備センター、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」とする。

2 存続連合会に対する第二十六条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定の適用については、同条中「危険物保安技術協会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会、危険物保安技術協会」とする。

附 則 （平成二六年七月二日政令第二四四号）

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二六年八月六日政令第二七三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二九日政令第二七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 存続中央会に対する第二十二条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定の適用については、同条中「農業共済組合連合会」とあるのは、「農業共済組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

附 則 （平成二八年三月三一日政令第一四〇号）抄

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年三月三一日政令第一四一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二八日政令第三六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年一二月七日政令第三七二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年一二月二六日政令第三九九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日政令第一二九号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年六月三〇日政令第一七六号）

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 （平成二九年七月二六日政令第二〇三号）

この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第四条第一項第十二号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年五月三〇日政令第一七五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年九月七月政令第一五三号）
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月一七日政令第一五五号）
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一四日政令第二七号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条、第十条及び第十二条（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定

規 定 公布の日
附 則（令和元年一一月二六日政令第二一一号）
(施行期日)

この政令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一三八号）
(施行期日)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年七月八日政令第二二九号）
(施行期日)

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。ただし、第九条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和三年八月一五日政令第二三五号）
(施行期日)

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

附 則（令和四年一月一九日政令第二六八号）
(施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年九月二七日政令第二三五号）
(施行期日)

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、第二条中行政手続法施行令第四条第一項第十三号の改正規定（「第二十三条第一項」を「第二十二条の二、第二十三条第一項」に改める部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一七一号）
(施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行令第三条の改正規定及び第三条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、同年七月一日から施行す

附 則（令和五年一二月二七日政令第三七九号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二号）抄
(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則（令和六年五月一七日政令第一八六号）抄
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。